

「年金生活者支援給付金」のお知らせ

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入・その他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには、9月上旬に届く予定の請求書の提出が必要です。

(令和7年1月6日(月)までに請求書が届かなかった場合は令和6年10月分から令和7年1月分までの給付金は受け取りできませんので、ご注意ください)

【対象者】

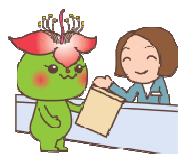
★老齢基礎年金を受給し、下記①②③の要件を満たしている方

①65歳以上 ②世帯員全員が市町村民税が非課税

③年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下

★障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、下記①の要件を満たしている方

①前年の所得額が約472万円以下



◆詳細は『給付金専用ダイヤル』へ！

(☎ 0570-05-4092)

【連絡先】 西原町役場 総務部 町民課 住民年金係
☎ 098-945-5012